



地域おこし協力隊活動日誌

vol.114

主婦の店で健康相談を行いました！

紀宝町に来て2か月が過ぎました。地域に向く機会も少しずつ増え、これまで知らなかった町の魅力を発見したり、地域の方々との交流を通して、人の温かさを改めて感じたりしています。

今年度、きほう健康ぷらざでは「健康パトロール事業」を実施しています。保健師や看護師が町民の集まる場所や事業所などを訪問し、健康相談や啓発活動を行うものです。

私も9月から「主婦の店」での健康相談に参加しています。店内の一角で買い物に訪れた方に声をかけ、血圧測定や健康相談を行っています。今回は、高血圧について日常生活で気をつけたいポイントをお伝えしたり、特定健診の受診を呼びかけたりしながら、みなさんの健康状態を伺いました。

こうした活動が、町民の皆さんの健康づくりや病気の予防、特定健診の受診につながればうれしく思います。

健康パトロールは、「主婦の店」では毎月第



主婦の店で開催している「健康パトロール事業」

1火曜日の午前10時から正午まで（祝日を除く）、「アプローチ」では奇数月の第3火曜日の午前10時から11時30分まで実施しています。「買い物のついでに血圧を測ってみようかな」「健康について相談したいな」という方は、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

Police 紀宝警察署 からのお知らせ

11月1日から12月1日は「犯罪被害者月間」

犯罪被害者月間は、犯罪被害に遭われた方々の状況や、支援の必要性への理解を深める期間です。

犯罪被害に遭われた方々は、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害に加え、以下の二次的被害にも苦しめられています。

【主な二次的被害】

- 精神的ショックからの心身の不調
 - 治療にかかる医療費などの経済的な負担
 - 捜査や裁判での精神的、時間的な負担 など
- みなさんで、被害に遭われた方々の名誉や平穏な生活を守り、支えていきましょう。

紀宝警察署（☎33-0110）

Resources ごみは資源 のコーナー

衣類はそのまま出すことができます

「資源の日」に回収する衣類のファスナーやボタンはつけたままで出すことができます。集められた衣類は業者へ引き渡したあと、裁断して原材料にしたり、そのまま古着として再利用されます。

衣類を出すときは、袋へまとめて入れて出してください。

ポイント♪

油汚れなど、洗ってもきれいにならない衣類は「資源にならないごみ」か、金属部分を外して「可燃ごみ」で出してください。



ごみのお兄さん タカシくん

役場環境衛生課（☎33-0338）



シリーズ 浄化槽

きれいな川を 未来に残そう

今月のテーマ

町営浄化槽は災害時でも安心

浄化槽が浸水してしまったら

浄化槽は台風や大雨などで浸水しても、水が引けば浄化槽内の水位も下がり浄化槽本体は通常どおり使用することが出来ます。しかし、ブローアー（浄化槽内に空気を送る装置）の故障が発生する場合があります。

町営浄化槽がこのような被害にあったとき、ブローアーの修繕や交換などは、町で対応します。

また、大量の土砂流入などにより、浄化槽本体を入れ替えなければならない場合には、町が国の補助事業などを活用して、浄化槽の設置替え工事を行います。今後、くみ取り式便所や単独浄化槽からの設置替えを希望される方は、補助金（下表参照）があります。

補助金を活用して、町管理の浄化槽設置をご検討ください。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

何でも聞いてください♪



環境衛生課 下地

町営浄化槽のここがポイント!!

浸水でブローアーが壊れると

ブローアーが故障すると、浄化槽内の微生物に酸素が届かなくなってしまい、正常に汚水処理ができなくなります。浸水したときなどは、ブローアーが正常に動いているか確認が必要です。

町営浄化槽は、浄化槽の維持管理を行うだけでなく、ブローアーなどが故障した場合の修理にも対応しています。

表：浄化槽設置替え補助金の額

補助金の内容	補助金の額
浄化槽までの配管費用	上限6万円
単独浄化槽の撤去費用	上限9万円

Purified



シリーズ 環境問題について考える

今月のテーマ

知っていますか？『香害』のこと



香

害とは、柔軟剤や合成洗剤、香水、芳香剤などに含まれる香料によって、周囲の人が不快に感じたり、頭痛や吐き気、めまいなどの体調不良を引き起こしたりすることをいいます。

香りの感じ方や体への影響には個人差があり、自分にとつて心地よい香りでも、ほかの人にとってはつらいものになる場合があります。また、香りによって体調を崩す人の中には、学校や職場、公共施設など、人が集まる場所での生活に支障をきたしている人もいます。

香り付きの製品を使用する際は、使用量の目安を守り、必要以上に使わないよう心がけましょう。また、周囲に香りで困っている人がいることを知り、相手の立場に立つて考えることも大切です。

だれもが安心して快適に暮らせるよう、香りの感じ方には個人差があることを理解し、一人ひとりの思いやりと配慮で、誰もが心地よく過ごせる環境をつくっていきましょう。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。